二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字三ノ瀬五五六〇・字新田洞七八三八・七八四〇
2　その他の森林については、主伐は、択伐による。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町大亀字山川池之内一二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市小浜町南本町字平山六八〇、六八二、六九一から六九三まで、六九四の一、字落水七三〇から七三五まで、七三八から七四二まで、字北脇七五三から七五五まで
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市北比良字暮雪山ノ峰一一五七の一（次の図に示す部分に限る。）、一一五七の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十一号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十三年一月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一分六厘一毛

を

平成二十三年一月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一分六厘一毛
平成二十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで	年一分五厘四毛
平成二十三年七月一日から平成二十三年九月三十日まで	年一分五厘六毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十三年一月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一分一毛

を

平成二十三年一月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一分一毛
平成二十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで	年一分一厘六毛
平成二十三年七月一日から平成二十三年九月三十日まで	年一分一厘八毛

に

改める。

○農林水産省告示第千四百四十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年十一月十七日　第十一号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
カナディアン　ミル　サービス　アソシエーション（ＣＭＳＡ）　カナダ　ブリティッシュコロンビア州　ニューウェストミンスター　六番通り　六百一―二百
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
製材、枠組壁工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、フローリング、合板及び単板積層材
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
カナダ及び日本を除く外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
カナディアン　ミル　サービス　アソシエーション（ＣＭＳＡ）　カナダ　ブリティッシュコロンビア州　ニューウェストミンスター　六番通り　六百一―二百

○経済産業省告示第百七十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年七月二十九日

経済産業大臣　海江田万里